

議案第59号

木津川市情報公開条例の一部改正について

木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「木津川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年木津川市条例第9号）」の全部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市情報公開条例の一部を改正する条例（案）

木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>上下水道事業管理者</u>及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）のうち処分権限を有するものをいう。</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（不服申立てがあった場合の手続）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）のうち処分権限を有するものをいう。</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（不服申立てがあった場合の手続）</p>
<p>第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てが</p>	<p>第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てが</p>

あったときは、当該不服申立てに対する裁決すべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、木津川市情報公開・個人情報保護審査会に速やかに諮問しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

あったときは、当該不服申立てに対する裁決すべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、木津川市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に速やかに諮問しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(審査会の調査権限)

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出す

るよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、
審査会は、不服申立てに係る事件に関し、
不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以
下「不服申立人等」という。）に意見書
又は資料の提出を求めること、相当と認
める者にその知っている事実を陳述さ
せ、又は鑑定を求めることその他必要な
調査をすることができる。

（審査会における事件の取扱い）

第19条 審査会は、不服申立人等から申
立てがあったときは、当該不服申立人等
に口頭で意見を述べる機会を与えなけれ
ばならない。ただし、審査会が必要がな
いと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人
又は参加人は、審査会の許可を得て、補
佐人とともに出頭することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見
書又は資料を提出することができる。こ
の場合において、審査会が意見書又は資
料を提出すべき相当の期間を定めたとき
は、その期間内にこれを提出しなければ
ならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、
その指名する委員に、前条第1項の規定
により提示された公文書を閲覧させ、同
条第4項の規定による調査をさせ、又は

	<p><u>第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u></p> <p>5 <u>不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。</u></p> <p>6 <u>審査会の行う調査審議の手續は、公開しない。</u></p> <p>7 <u>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p>第18条～第24条 (略)</p> <p>第20条～第26条 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第59号 木津川市情報公開条例の一部改正について	
担 当 課	総務課 行政係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	木津川市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年木津川市条例第9号)の改正に伴い、当条例で重複する規定を削除するものです。	
提案に至るまでの経緯	・議案第58号「木津川市情報公開・個人情報保護審査会条例」の制定案の決定に伴い、課内で協議・検討を行い、当条例の改正案を決定	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	16 情報
	施 策	① 情報公開 ア. 情報公開制度の充実
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	木津川市情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正に伴い、当該条例と当条例の整合性を図ります。	